

官報

号外

昭和三十六年十月二十八日

第三十九回 衆議院會議録 第十七号

昭和三十六年十月二十八日(土曜日)

議事日程 第十四号

昭和三十六年十月二十八日

午後二時開議

第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第三 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和三十六年十月二十八日 衆議院會議録第十七号 日本育英会法の一部を改正する法律案

日程第三 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出、参議院送付)

午後二時九分開議

○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本育英会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年十月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長清瀬 一郎殿

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六ノ四第一項及び第二項を次のように改める。

日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキ亦同ジ

第二十四条第一項の次に次の一項を加える。
前項ノ業務ノ方法中第十六条第一項第一号ノ規定ニ依ル貸与金ノ回

収ニ関スルモノハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条ノ二 当分ノ間大学若ハ大学院又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ流黄島島及伊平屋並ニ北緯二十七度以南ノ南西諸島(大東諸島ヲ含ム)ニ於ケル第十六条ノ四第二項ニ規定スル教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ガ同項ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモノト看做シ同項ノ規定ヲ適用ス

第三十六条ノ三 当分ノ間第十六条ノ四第二項及前条中「大学」トアルハ「大学(国立工業教員養成所ヲ含ム)」ト読替フルモノトス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六条ノ四第二項及び附則第三十六条ノ二の規定は、この法律の施行の際現に大学(国立工業教員養成所を含む)又は大学院に在学する者に対しその在学期間

昭和三十六年十月二十八日 衆議院會議録第十七号 日本育英会法の一部を改正する法律案 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案外一案 四〇〇

中に貸与した貸与金についても適用する。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員長櫻内義雄君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 ただいま議題となりました日本育英会法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、大学、高等専門学校等に優秀な教員を確保するに要する上、日本育英会からの貸与金の返還を免除される職の範囲を拡大するとともに、また、貸与金の回収を一そう的確にし、よりとするものでありまして、その内容は、

第一に、大学、高等専門学校における貸与金の返還を免除される職は、義務教育の教育職のほか、大学、高等専門学校、高等学校等の教育職と改め、大学院における貸与金の返還を免除される教育職は、大学、高等専門学校、高等学校、中学校等の教育職とするものであります。

第二に、日本育英会の貸与金の回収は、その的確を期するため、主務大臣の定めるところによることとすることであり、

その他、沖縄における教育または研究の職についた者、国立工業教員養成所で修業した者、及びこの法律施行の際現に大学、大学院等において奨学金の貸与を受けつつある者も、ひとしく貸与金返還の免除を受け得ることなどを規定しております。

本案は、参議院先議で、去る十月十八日本院に送付され、即日文教委員会に付託されました。本委員会としては、すでに十月四日予備付託案件として政府から提案理由の説明を聴取、自來慎重審議をいたし、十月二十七日、質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決、続いて貸与金の返還免除範囲をさらに拡大すべき旨の附帯決議が成立いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○田邊國男君 日程第二は延期されんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 田邊國男君の動議に御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第二は延期することに決しました。

日程第三 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出、参議院送付)

○副議長(原健三郎君) 日程第三、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案、日程第四、農林省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年十月十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

(設置)
第十三条 厚生省に、中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」といふ。)を置く。

2 各都道府県に、地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」といふ。)を置く。

第十四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令、船員保険法

(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ二第二項の規定による命令並びに国民健康保険法

(昭和三十三年法律第九十二号)第四十条の規定による厚生省令に關する事項
第十四条第二項中「前項第一号に掲げる事項」を削り、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)」を「国民健康保険法」に改める。
第十五条第一項を次のように改める。

中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。

一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 八人

二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 八人

三 公益を代表する委員 四人

第十五条第四項中「第一項第二号から第三号まで」を「第一項第一号及び第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に任命された中央社会保険医療協議会又は地方

社会保険医療協議会の委員でなおその職にあるものは、この法律の施行と同時にその地位を失うものとする。

3 この法律の施行後最初に任命される中央社会保険医療協議会又は地方社会保険医療協議会の委員のうち、厚生大臣又は都道府県知事が、それぞれ任命の際に指名する半数の者の任期は、第十六条第一項の規定にかかわらず、一年とする。

(健康保険法の一部改正)

4 健康保険法の一部を次のように

改正する。

第四十三条ノ十四第一項中、「第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定又ハ第四十三条ノ七ノ規定ニ依ル指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルトキ」を「ヲ定メントスルトキ又ハ第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定ヲ為サントスルトキ」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

健康保険の保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養取扱機関、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項を審議すること。健康保険額及び給付額の適正な診療報酬額を審議すること。

中央社会保険医療協議会
第二十九条第一項の表中

健康保険及び船員保険の適正な診療報酬額並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項の規定による命令、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条ノ二第二項の規定による命令並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十三条の規定による厚生省令に関する事項を審議すること。

理由

中央社会保険医療協議会及び地方社会保険医療協議会の円滑な運営に

資するため、中央社会保険医療協議会及び地方社会保険医療協議会の所掌事務の範囲及び組織を改める必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林省設置法の一部を改正する法律案(第三十八回国会内閣提出衆議院送付)

本院において継続審査をした右の案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条の四により送付する。

昭和三十六年十月二十五日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬 一郎殿

(小字は参議院修正)

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「研究部及び」を削る。

第七条中第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二 農林畜水産業に関する基本的な政策及び計画を樹立し、並びにこれに関し必要な調査及び分析を行ふこと。

十三 農林省の所掌事務に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。

十四 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行ふこと。

第八条第一項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号及び第三十号を削り、同条第三項中「第二十八号」を「第二十七号」に改める。

第九条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同条第四項中「第十五号」を「第十四号」に改める。

第十条第一項中第五号の六及び第六号を削り、第五号の七を第六号とし、第七号中「農業」の下に「畜産業」を含み、蚕糸業を除く。以下この条において同じ。」を加え、同項第八号中「都道府県その他試験研究機関の行う試験研究及び」を削り、同項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号中「自然科学的試験研究及び」を削り、同条第十項第十一号とし、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 普及部においては、前項第六号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第十一条第十一号中「畜産に関する試験研究を企画し、並びに係属試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十二条第八号中「蚕糸に関する試験研究を企画し、並びに係属試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整及び」を削る。

第十四条各号を次のように改める。

一 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

二 農林省の試験研究機関の行う試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

三 農林省の試験研究機関の行う試験研究と農林省の本省及び外局の内部部局の所掌する事務との連絡調整に関すること。

四 農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

五 農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

昭和三十六年十月二十八日 衆議院會議録第十七号 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案外一案

四〇二

六 都道府県その他の者の行なう農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成及び当該試験研究についてのこれらの者との連絡に關すること。

七 農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究を行なう者の資質の向上に關すること。

八 農林省の本省の試験研究機関の行なう試験研究に關する事務の総括に關すること。

第十七条中「農業技術研究所」

「農業技術研究所」を「農業試験場」に、「放射線育種農業土木試験場」を「放射線育種農業土木試験場」に改め、「農村工業指導所」を削る。

第十八条第一項中「調査研究、分析」を「基礎的調査研究並びにこれに關連する分析」に改める。

第十八条の次に次の五条を加える。

(農事試験場)

第十八条の二 農事試験場は、農業に關する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習(農林省の本省の他の附属機関の所掌に属するものを除き、その所在する地方

及びこれと農業事情を等しくする地方における農業に關するこれらの事項を含む)を行なう機関とする。

2 農事試験場は、農業技術研究所に附置する。

3 農事試験場は、埼玉県に置く。

4 農林大臣は、農事試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農事試験場の支場を設けることができる。

5 農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(畜産試験場)

第十八条の三 畜産試験場は、畜産に關する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 畜産試験場は、千葉県に置く。

3 農林大臣は、畜産試験場の事務を分掌させるため、所要の地に畜産試験場の支場を設けることができる。

4 畜産試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(園芸試験場)

第十八条の四 園芸試験場は、園芸に關する技術上の試験研究、調

査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 園芸試験場は、神奈川県に置く。

3 農林大臣は、園芸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に園芸試験場の支場を設けることができる。

4 園芸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(茶業試験場)

第十八条の五 茶業試験場は、茶業に關する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 茶業試験場は、静岡県に置く。

3 農林大臣は、茶業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に茶業試験場の支場を設けることができる。

4 茶業試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(農業土木試験場)

第十八条の六 農業土木試験場は、農業土木に關する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 農業土木試験場は、神奈川県に置く。

3 農林大臣は、農業土木試験場の事務を分掌させるため、所要の地に農業土木試験場の支場を設けることができる。

4 農業土木試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第十九条第一項中「調査研究」を「試験研究、調査」に改め、同条第二項の表中

「東北農業試験場」「岩手県」「関東東山農業試験場」「埼玉県」を「東北農業試験場(岩手県)」に改める。

第二十二條の二の次に次の一条を加える。

(食糧研究所)

第二十二條の三 食糧研究所は、左に掲げる事項を行なう機関とする。

一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二 食糧に關する分析、鑑定及び検定

三 試験研究のため製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布

四 食糧の利用、加工及び貯蔵等に關する講習

2 食糧研究所は、東京都に置く。

3 農林大臣は、食糧研究所の事務を分掌させるため、所要の地に食糧研究所の支所を設けることができる。

4 食糧研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十七條第二項の表を次のように改める。

名称	位置	管轄区域
横浜植物防疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県
名古屋植物防疫所	名古屋市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
神戸植物防疫所	神戸市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(下関市を除く)、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
門司植物防疫所	門司市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、下関市

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条及び第三十条 削除

第四十八条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第五十一条から第五十三条までを次のように改める。

(食糧管理講習所)

第五十一条 第五十四条に規定するもののほか、食糧庁に附属機関として食糧管理講習所を置く。

2 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行なう機関とする。

3 食糧管理講習所は、愛知県に置く。

4 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

第五十二条及び第五十三条 削除

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十七条及び第十八条第一項の改正規定、第十八条の次に五条を加える改正規定、第十九条第一項及び第二項の改正規定、第三十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十九条、第三十条、第四十八条及び第五十一条から第五十

三条までの改正規定は、昭和三十六年十月一日から施行する。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長中島茂喜君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中島茂喜君登壇〕

○中島茂喜君 ただいま議題となりました両法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。詳細は会議録によって御承知を願うこととし、簡潔に要点を申し上げます。

まず、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、社会保険制度審議会の答申の線に沿って、中央及び地方社会保険医療協議会の従前の所掌事務から、療養担当者の保険診療に対する指導監督に関する事項を除き、なお、中央社会保険医療協議会の所掌事務については、健康保険、船員保険の適正な診療報酬額、及びこれと関連の深い療養担当規則関係の事項としたことであります。

第二は、社会保障制度審議会の答申の趣旨を取り入れて、現在、保険者の

利益を代表する委員、被保険者、事業主の利益を代表する委員、医師、歯科

医師、薬剤師の利益を代表する委員、及び公益を代表する委員、おのの六人ずつ、合計二十四人の四者構成となつておりますところの、中央及び地方社会保険医療協議会の組織を、保険者と被保険者及び事業主を一グループ

にまとめ、三者構成に改め、公益代表を四人とし、他の二グループを八人として、合計二十人としたことであります。

本案は、去る十月十八日本委員会に付託、二十日政府の説明を聞き、二十七日質疑を終了いたしましたところ、自民、社会両党の共同提案にかかる、中央社会保険医療協議会の公益委員四人の任命については、両議院の同意を必要とする旨の修正案が提出され、石橋政嗣君よりその趣旨の説明がなされた後、討論に入り、民社党を代表して井堀繁雄君より、原案並びに修正案に

対し反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。次に、農林省設置法の一部を改正する法律案は、大臣官房の企画、調査機能強化すること、農業に関する試験研究の管理事務を、農林水産技術会議

をして総括処理せしめること、農業に関する試験研究機関の再編成を行なうことなどでありました。

本案は、前国会において本院を通過した後、参議院において継続審査となり、十月二十五日参議院より本院に送付され、同日当委員会に付託、二十七日参議院で修正議決されました施行期日の点につきまして、政府より説明を聴取し、質疑を終了、討論の通告もなく採決の結果、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員金修正)

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十五条第四項の改正規定の次に次のように加える。

6 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する委員を任命することができる。

7 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならぬ。この場合においては、両議院の承認を得られないときは、厚生大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

8 厚生大臣は、第五項に規定する委員が身心の故障のため職務の執行ができなると認める場合又は同項に規定する委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

附則に次の一項を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

6 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の三の次に次の一号を加える。

昭和三十六年十月二十八日 衆議院會議録第十七号 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律案外一案 明説を省略した議長の報告

四〇四

十九の三の二 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員

○副議長(原健三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。

本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十八分散会

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
厚生大臣 瀧尾 弘吉君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君

○明説を省略した議長の報告

(議決通知)

一、昨二十七日、本院は日本放送協会経営委員会委員に岩本正樹君、岡田 慎子君、勝沼精蔵君及び濱田成徳君を任命したことについて同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は国家公安委員会委員に小汀利得君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は運輸審議会委員に相良千明君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は労働保険審査会委員に百田正弘君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は公正取引委員会委員に鈴木憲三君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は社会保険審査会委員に赤松金雄君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

一、昨二十七日、本院は科学技術会議議員に田代茂樹君及び丹羽周夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和三十六年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律
日本国有鉄道法の一部を改正する法律

大蔵省設置法の一部を改正する法律
連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律

(常任委員辞任)

一、昨二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

柳田 秀一君 山花 秀雄君

受田 新吉君 有馬 輝武君

滝井 義高君

地方行政委員

宇野 宗佑君 龜岡 高夫君

綱島 正興君 松浦 東介君

法務委員

片山 哲君 田中幾三郎君

外務委員

受田 新吉君 西尾 末廣君

社会労働委員

岸本 義廣君 大原 亨君

坂田 英一君 栗林 三郎君

農林水産委員

草野 一郎平君 倉成 正君

坂田 英一君 館林三喜男君

綱島 正興君 寺島隆太郎君

松浦 東介君 八木 徹雄君

北山 愛郎君 宇野 宗佑君

小沢 辰男君 加藤 高蔵君

龜岡 高夫君 岸本 義廣君

佐々木秀世君 白濱 仁吉君

細田 吉蔵君 西宮 弘君

商工委員

佐々木秀世君 白濱 仁吉君

倉成 正君 館林三喜男君

運輸委員

西宮 弘君 北山 愛郎君

通信委員

八百板 正君 西尾 末廣君

小松 幹君 受田 新吉君

建設委員

齋藤 邦吉君 田村 元君

丹羽喬四郎君 栗林 三郎君

田中幾三郎君 宇野 宗佑君

飯谷 忠男君 前田 義雄君

大原 亨君 片山 哲君

予算委員

小松 幹君 八百板 正君

決算委員

山田 長司君 山花 秀雄君

一、昨二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

有馬 輝武君 滝井 義高君

井堀 繁雄君 柳田 秀一君

山花 秀雄君

地方行政委員

松浦 東介君 綱島 正興君

龜岡 高夫君 宇野 宗佑君

法務委員

田中幾三郎君 片山 哲君

外務委員

西尾 末廣君 受田 新吉君

社会労働委員

坂田 英一君 栗林 三郎君

岸本 義廣君 大原 亨君

農林水産委員

小沢 辰男君 白濱 仁吉君

岸本 義廣君 佐々木秀世君

龜岡 高夫君 細田 吉藏君

宇野 宗佑君 加藤 高藏君

西宮 弘君 松浦 東介君

草野 一郎平君 八木 徹雄君

綱島 正興君 坂田 英一君

館林三喜男君 倉成 正君

寺島隆太郎君 北山 愛郎君

館林三喜男君 倉成 正君

白濱 仁吉君 佐々木秀世君

運輸委員

北山 愛郎君 西宮 弘君

通信委員

小松 幹君 受田 新吉君

八百板 正君 西尾 末廣君

建設委員

宇野 宗佑君 飯谷 忠男君

前田 義雄君 大原 亨君

片山 哲君 齋藤 邦吉君

田村 元君 丹羽喬四郎君

栗林 三郎君 田中幾三郎君

予算委員

八百板 正君 小松 幹君

決算委員

山花 秀雄君 山田 長司君

(特別委員辭任)

一、昨二十七日、議長において、次の特別委員の辭任を許可した。

災害対策特別委員

額綱 彌三君 石田 有全君

高橋清一郎君 太田 一夫君

(特別委員補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

高橋清一郎君 太田 一夫君

額綱 彌三君 石田 有全君

(議案提出)

一、昨二十七日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

金属鉱産物価格安定臨時措置法案

(多賀谷眞君外二十四名提出)

金属鉱物資源開発助成法案(多賀谷眞君外二十四名提出)

自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

出)

(議案送付)

一、昨二十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

出)

一、昨二十七日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

臨時行政調査会設置法案

災害対策基本法案

畜産物の価格安定等に関する法律案

大豆なたね交付金暫定措置法案

(議案通知書受領)

一、昨二十七日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本

中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案

一、昨二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十六年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案

(議案撤回)

一、昨二十七日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

畜産物価格安定法案(芳賀貢君外十一名提出)

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

(議案撤回通知)

一、昨二十七日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

畜産物価格安定法案(芳賀貢君外十一名提出)

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

昭和三十六年十月二十八日 衆議院會議録第十七号

四〇六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料別)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一号